



議案第 百六 号

三朝町管住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町管住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年十一月二十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾叁年拾壹月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 昭和五十三年度建設 第一種住宅 月額 一万八千五百円

第二種住宅 月額 一万五千円

附 則

この条例は、昭和五十三年十二月一日から施行する。